

店舗販売業:体制省令適合確認表 1

施設名称	
営業時間 (曜日毎に記載)	

(※) 要指導医薬品、第1類医薬品、第2類、3類医薬品の情報提供場所が異なる場合はご相談下さい。

体制省令適合確認表

体制省令	計算式(時間は週当たり・勤務時間は総和)	計算結果	
第2条第1項第4号	【薬剤師の勤務時間(時間) + 登録販売者の勤務時間(時間)】 ÷ 【情報提供カウンター(箇所)】 ÷ 【要指導医薬品又は一般医薬品販売時間(時間)】	時間	≥1
第2条第1項第5号	【薬剤師の勤務時間(時間)】 ÷ 【情報提供カウンター(箇所)】 ÷ 【要指導医薬品又は第1類医薬品販売時間(時間)】	時間	≥1

以下、特定販売を実施する場合にのみ記入

【週当たり営業時間】	時間	≥30
【22時～5時以外の週当たり営業時間】	時間	≥15

※ 開店時間外に特定販売のみを実施する時間がある場合は体制省令適合確認表2を使用してください。

店舗販売業: 体制省令適合確認表 2(特定販売のみを行う時間がある場合)

施設名称	
営業時間	
開店時間（曜日毎）	
特定販売を行う時間（曜日毎）	
特定販売のみを行う時間（曜日毎）	

		時間
①	週当たりの時間	要指導医薬品又は第1類医薬品を販売する時間数（特定販売のみを行う時間も含む）
②		第2類医薬品又は第3類医薬品を販売する時間数（特定販売のみを行う時間を含む）
③		開店して要指導医薬品又は一般用医薬品を販売する時間数（特定販売のみを行う時間を除く）
④		開店して要指導医薬品又は第1類医薬品を販売する時間数（特定販売のみを行う時間を除く）
⑤		医薬品販売を行う薬剤師全員の勤務時間の時間数の和
⑥		医薬品販売を行う薬剤師全員の特定販売のみを行う勤務時間数の和
⑦		登録販売者全員の勤務時間数の和
⑧		登録販売者全員の特定販売のみを行う勤務時間数の和

情報提供カウンターが複数ある場合 注：増えるカウンター数に比例して資格 者の勤務時間数が増えます	⑨
	箇所

	計算式	計算結果	
第2条第1項第1号	$(5) \div (1)$		≥ 1
第2条第1項第2号	$((5) + (7)) \div (2)$		≥ 1
第2条第1項第4号	$((5) - (6) + (7) - (8)) \div (9) \div (3)$		≥ 1
第2条第1項第5号	$((5) - (6)) \div (9) \div (4)$		≥ 1

営業時間に関する説明

開店時間：購入者等が自由に店舗に来所して、医薬品等を購入若しくは譲り受けることができる時間
 特定販売のみを行う時間：店舗を閉鎖し、特定販売の業務のみを行う時間
 営業時間：上記2つを併せた時間